

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【公開番号】特開2001-66896(P2001-66896A)

【公開日】平成13年3月16日(2001.3.16)

【出願番号】特願2000-173448(P2000-173448)

【国際特許分類】

G 03 G 15/08 (2006.01)

F 16 C 13/00 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/08 507 A

F 16 C 13/00 B

F 16 C 13/00 D

F 16 C 13/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月7日(2007.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

剥取り層9dの厚さは0.5~3mmが使用可能範囲である。剥取り層の厚さが0.5mm以下となると、トナーの搬送量が減少してしまうため、所望量のトナーを搬送しづらくなる。また3mm以上となると、剥取り層中にトナーが過多となり、剥取り層の硬度が高くなつて、本発明の効果を得られなくなる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

基層9bおよび剥取り層9dのゴム材料としては、上記のウレタンゴムの他に、NBRゴム(二トリルゴム)、シリコーンゴム、アクリルゴム、ヒドリンゴム、エチレンプロピレンゴム(EPMゴム)、クロロブレンゴム、スチレンブタジエンゴム、イソブレンゴム、アクリロニトリルブタジエンゴムおよびこれらの複合混合物など、一般に用いられるゴムが使用可能である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0074

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0074】

トナー規制部材としての現像ブレード10は、前述したように、厚さ約0.1mmのステンレスの薄板を先端から約2mmの位置で折曲形成し、その折曲部を現像ローラ8の表面に若干食い込ませた状態で当接配置している。接触圧は線圧で約10~45gf/cmが好適であり、10gf/cm以下になると、トナーに対して適切な帯電付与ができず、かぶりとなって画質を低下させる。接触圧が45gf/cm以上になると、圧力等により

トナーに混合されている外添剤がトナー表面から剥離しやすくなり、トナーを劣化して、トナーの帶電性を低下させることになる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0080

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0080】

本発明において、非磁性1成分トナーは、透過型電子顕微鏡（TEM）を用いたトナー粒子の断層面観察において、ワックス成分が結着樹脂と相溶しない状態で、実質的に球状および／または紡錘形で島状に分散されていることが好ましい。ワックス成分を上記の如く分散させ、トナー中に内包化されることにより、トナーの劣化や画像形成装置への汚染等を防止することができるので、良好な帶電性が維持され、ドットの再現に優れたトナー画像を長期にわたって形成することが可能となる。また加熱時にはワックス成分が効率よく作用するため、低温定着性と耐オフセット性を満足なものとすることができます。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0115

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0115】

このように、本実施例では、低温低湿および高温高湿環境下においても、トナーの供給量が従来の場合と比較して安定する。